

有料職業紹介事業 業務の運営に関する規程

株式会社アドバンスト・ソフト

第1条 求人

1. 当社は、第4の6の取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、法令に違反した内容、または労働条件が社会通念上著しく不適當である場合、一定の労働関係法（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団関係者による求人である場合には受理しません。
2. 求人申込みは、求人者またはその代理人が、来所・郵送・電話・FAX・電子メールのいずれの方法でも差し支えありません。
3. 求人申込みの際は、業務内容・賃金・労働時間などの雇用条件を、あらかじめ書面・FAX・メール等により明示してください。

第2条 求職

1. 当社は、第4の6の取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、法令に違反する内容の申込みは受理しません。
2. 求職申込みは、本人による来所または郵送・電話・FAX・電子メールによる申込みでも受け付けます。
3. （該当があれば）特定職種については、登録制により登録証の提示をもって簡略な申込み手続きが可能です。

第3条 紹介

1. 求職者に対しては、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応じた職業に速やかに就けるよう極力お世話いたします。
2. 求人者に対しては、希望に適合する求職者を積極的に紹介するよう努めます。

3. 紹介時には、業務内容、賃金、労働時間等の労働条件を、あらかじめ書面・FAX・メール等により明示します。
4. 紹介時には、紹介状を発行し、求職者が求人者に持参する方法をとります。
5. 申込みを受けた求人・求職については、責任をもって対応いたします。
6. 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を行いません。
7. 就職が決定した場合、求人者から、別表の手数料表に基づき紹介手数料を申し受けま

第4条 その他

1. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合には、迅速・適切に対応します。
2. 当社の行った職業紹介の結果については、求人者・求職者の双方から当社に対して、その報告をしてください。
また、当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当社に対して報告してください。
3. 当社は、求職者または求人者から知り得た個人情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 当社が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤認を生じさせる表示を行いません。
また当該情報について正確かつ最新の内容を保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当社が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
5. 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、性別、信条、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的取扱いは一切行いません。

6. 当社の取扱職種の範囲等は、以下のとおりです。
- (1) 地 域：日本国内及びカンボジア王国
 - (2) 職 種：全職種
 - (3) その他：国外においては出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介に限るものとします
7. 当社の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。当社の業務は、職業安定法その他の関係法令・通達に基づき運営されます。不明点は係員にご確認ください。

令和8年1月1日

許可番号 13-ユ-318990

株式会社アドバンスト・ソフト 東京本社

東京都千代田区麴町 3-1 麴町昭文社 HD ビル 7 階

職業紹介責任者 / 取締役社長 小柳 憲章